

- 参集基準と参集要領 \_\_\_\_\_ ①
- 初動対応行動基準 \_\_\_\_\_ ②
- 市民消火隊運用必携 \_\_\_\_\_ ③
- 震災施設等の現況 \_\_\_\_\_ ④
- 消防団詰所(団本部) \_\_\_\_\_ ⑤  
運営資料の配置



②初動対応行動基準

※ 震度5以上の地震を覚知した場合

	基 準	編 成	備 考
消 防 団 長	名古屋地方気象台発表による震度4以上の地震が発生した場合、消防団長は団本部を設置し、隊長（消防署長）の指揮を受け、所属団員を指揮統括する。		
市民消火隊員	市民消火隊員は、速やかにポンプ保管庫等に参集して、ポンプ等の必要資器材を確保するとともに、保管庫等の倒壊による出動障害を考慮して、ポンプの稼働等必要な措置をとる。	消防ポンプ設置場所の近隣に居住し、常時出動可能な団員をもって、ポンプ1機につき指揮者以下数名で編成する。	
消防隊応援班員	消防隊応援班員は、発災後、直ちに消防署又は出張所に参集し、署所指揮者の指示に従い、署所の残留警備、災害現場への出動等に当たる。	消防署又は出張所の近隣に居住し、常時出動可能な団員をもって編成する。	消防隊応援班及び消防隊連絡班の派遣位置  消防署 弥富、中根、御劔、瑞穂 豊岡、高田、汐路、陽明
消防隊連絡班員	消防隊連絡班員は、発災後、直ちに消防署又は出張所に参集し、署所指揮者の指示に従い、消防隊と所属団本部との連絡活動に当たる。	団員2名。	出張所 堀田、穂波、井戸田
ブロック担当班	ブロック担当班は次の各事項について、自主防災組織、地域住民等に協力を求め災害活動に当たる。 1 火の始末、初期消火等の実施、指導、広報に関すること。 2 火気使用制限、火災予防指導に関すること。 3 情報の収集に関すること。 4 救出、救護に関すること。 5 避難の指示、指導に関すること。 6 消防部隊の誘導、応援活動に関すること。	担当ブロック居住の団員を2名1組として編成する	

②初動対応行動基準

※ 震度5以上の地震を覚知した場合

	基 準	編 成	備 考
消 防 団 長	名古屋地方気象台発表による震度4以上の地震が発生した場合、消防団長は団本部を設置し、隊長（消防署長）の指揮を受け、所属団員を指揮統括する。		
市民消火隊員	市民消火隊員は、速やかにポンプ保管庫等に参集して、ポンプ等の必要資器材を確保するとともに、保管庫等の倒壊による出動障害を考慮して、ポンプの稼働等必要な措置をとる。	消防ポンプ設置場所の近隣に居住し、常時出動可能な団員をもって、ポンプ1機につき指揮者以下数名で編成する。	
消防隊応援班員	消防隊応援班員は、発災後、直ちに消防署又は出張所に参集し、署所指揮者の指示に従い、署所の残留警備、災害現場への出動等に当たる。	消防署又は出張所の近隣に居住し、常時出動可能な団員をもって編成する。	消防隊応援班及び消防隊連絡班の派遣位置  消防署 弥富、中根、御劔、瑞穂 豊岡、高田、汐路、陽明  出張所 堀田、穂波、井戸田
消防隊連絡班員	消防隊連絡班員は、発災後、直ちに消防署又は出張所に参集し、署所指揮者の指示に従い、消防隊と所属団本部との連絡活動に当たる。	団員2名。	
ブロック担当班	ブロック担当班は次の各事項について、自主防災組織、地域住民等に協力を求め災害活動に当たる。 1 火の始末、初期消火等の実施、指導、広報に関すること。 2 火気使用制限、火災予防指導に関すること。 3 情報の収集に関すること。 4 救出、救護に関すること。 5 避難の指示、指導に関すること。 6 消防部隊の誘導、応援活動に関すること。	担当ブロック居住の団員を2名1組として編成する	